

精華町教育委員会会議録

平成24年（第9回）

- 1 開 会 平成24年9月26日(水) 午前10時00分
閉 会 平成24年9月26日(水) 午前12時00分

- 2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 弓矢委員 大竹委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事
土井学校教育課主幹

- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第9回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回会議録について

教育部長から平成24年第8回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

- ・特になし。

【採 決】

- ・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 町村教育長会議研修会の報告

8月末に行われた教育委員会制度をテーマにした町村教育長会議研修会の内容について報告。

教育委員会制度は1948年に都道府県に創設され、教育の地方分権、教育行政に民意が反映されるよう公選制であった。市町村教育委員会は、

4年遅れの1952年に設置、最初は公選制だったが政治的な対立に巻き込まれることがあり、1954年に「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」が制定され、それを踏まえ、1956年に公選制の見直しが行われ、教育長の任命承認制度が導入された。このことにより、教育委員会が予算案や条例案の議会提案権が廃止され、一般行政との調和が強調された。

この制度が長く続いていたが、昭和の終わり頃から平成の初め頃に、教育のあり方がいろいろと問われ、いじめ問題も教育委員会の使命が十分果たせていないと言われた。

それらを踏まえ、1999年に地方分権一括法が出され、地方教育委員会の関係についても改正が行われた。教育における団体自治の強化として、教育長の任命承認制度が廃止された。2001年に教育における住民自治の強化として、教育委員の構成の多様化が言われ、保護者が教育委員に含まれるよう規定された。また、教育委員会会議の原則公開や教育行政に対する相談窓口の明示が出されたが、1994年に西尾市の中学2年生男子がいじめで自殺するということがあり、このような問題が地教行法の改正につながっている。

2007年に教育関係三法が改正され、教育における地方分権を進めていくことになった。責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進、国の責任の果たし方などが規定された。

三法改正につながったのは、今までの全体的な国の改革の流れもあるが、その前に平成18年度には北海道滝川で小学校6年生女児、福岡県筑前町で中学校2年男子が亡くなっており、いじめに係る人命問題が一つの大きなかぎになっている。

このような流れもあり、今回大津市での事象が契機となり、教育委員会の廃止や任意設置という問題が出ている。これもいじめが大きな要因になって、この動きが出たと考える。

いろいろなところから教育委員会のあり方についての議論が出されているが、文部科学省としては、委員会制度の意義はあると考えている。

教育委員会制度の意義は、政治的中立性を確保していること、継続性・安定性を確保していること、首長は選挙で選ばれるので、代わるたびに首長の政治的な主張によって教育行政が変わる、あるいは人が代わ

れば変わるということを守る意味がある。それと同時に教育委員会制度は地域住民の意向を反映する制度としてつくられているということ。

こういった意義をしっかりと守っていくことから見れば、教育委員会というのは改善を加えながらも、堅持していくべきであるという文部科学省の見解が出ている。

いろいろな団体から意見が出ており、中央教育審議会の義務教育特別部会でまとめた資料の中で、教育委員会は、今までの流れの中で必ず置くべきだと、現行制度を維持するべきだということに賛成する意見と、廃止論は余り出ていないが、任意設置ということで、判断は市町村に任せるべきではないかという2つの意見が出ている。

そういう点で、この論点の整理が行われている。

必ず置くべきであると主張する者は、民意の反映や政治的中立を兼ね合わせた制度として、意義がある。どのような首長のもとでもある程度標準的な教育が行われるという制度的な保障があるということ。元来、地方分権というのは、教育委員会制度の導入時から言われており、問題があるならその部分を改善すればよいこと。指摘されている問題点の多くは、教育委員の選任などについて、首長や議会が本来期待されている権能を行使すれば解決できるということ。首長部局に移管をした場合、首長の権力がこれまで以上に集中するという一方で、地方における中央集権化になりかねないこと。中立性を担保するためには、社会教育部分について、一部、首長部局に動かすような動きも出てきているが、社会教育についても教育委員会が責任を持つべきであること。これらが大体設置の考え方の理由になっている。

それに対して、任意設置についての論点は、全般的に形骸化ということ。合議制ということで、意思決定の迅速性に欠けることや責任所在が不明確だというようなことが言われていること。都道府県や市町村に対して、文部科学省が首長を乗り越して教育分野に指示しているということで、縦割りの弊害が出てきているということ。地方分権を進めていくためには、教育委員会以外の各種行政委員会についても広く必置規制は見直していくべきだということ。

小さな規模の町村は、例えば人口が1,000人に満たないような町村もある。そういったところでは首長部局の一部門という、例えば民生部、

それと一緒に教育部というような状況になっていっている。一律に大きな組織と小さな組織を一緒することはどうかということ。そういう点では、小規模の場合は廃止してもいいのではないか。生涯学習については、一部で既に首長部局に移っている分もあるが、もっとやる方がよいなど意見が二通りに大体分かれてきているというような状況である。

9月議会でも教育委員会のあり方が問題、議論の的になった。例えばもっと教育委員会と町民との意見交換の場を持つべきではないか、傍聴人の人数をなぜ制限するのか、もっと広いところで委員会をすれば傍聴人の制限をしなくてもすむ、子ども議会のように子供教育委員会をやったらどうかなど、いろいろな具体的な提言も出た。

本町の教育委員会としても、これまでから、例えば教育委員会の運営方法を変更し、教育委員会開催の定例化を図った。審議については、開催後速やかに議事録を公表、現在はホームページでの公表も行い、発言者の名前も記載し、透明度を高めている。

また、地教行法が改正される動きに応じて、教育委員会の事業の状況について点検・評価を行い、議会への報告あるいは公表をしている。予算についても、町長が予算案を提出するが、その前に教育委員会として予算案に同意する手続もとっている。研修についても、独自の研修も含めて充実させている。学校への定期的な訪問も実施、問題が発生したときには、臨時に教育委員会事務局に集まり、臨機応変な対応もしているなど、いろいろ努力をしてきているが、更にこのような社会問題化している時には、もう半歩、もう一歩進めていくことも必要と感じている。

この問題は、時間も要することだと思うので、研修会の報告ということで、簡単に報告したが、もう少し詳しい状況も伝え、一度フリーに討議をする中で、もう少し前へ出た改革の方策はないのかということで、改めて研修会の場を設けられないかと思っている。

【委員の意見等】

- ・教育委員会の廃止というのは、教育委員が集まる委員会の廃止であり、事務局の教育委員会を無くすことではないということか。

(伊藤委員長)

- ・教育委員は、町の小学校、中学校、幼稚園や社会教育等、いろい

ろな面で自分たちが培ってきた中で、委員がお互いに意見を出し合
って、改善したり、前向きにできるように委員会で話し合っている。
この実態を知られていないから教育委員会が不要と言われる。大阪
市や大津市では市長が不要と言っている。（伊藤委員長）

・いじめが起こったときの対応の仕方のまずさが出てきたときに、
委員会は要らないという。そんな発想でしかないように思う。（伊
藤委員長）

・教育委員会で教育関係について話し合っていることが町民全部に
伝わっていない。教育委員として、一生懸命知恵を出し合い、子ど
もを軸に考えている。町長や教育長、事務局、議会等に向くのでは
なく独立して話し合っている。不要論は何を根拠に行っているのか
わからない。（伊藤委員長）

・多分、委員会そのものが要らないのではなく、いじめなどが起こ
った場合、対応した委員会や学校の保護者やマスコミへの対応が後
手に回って、まずい状況ばかり見せるから、あんな委員会なら要ら
ない、あんな委員ならいらぬ、自分らの都合ばかりで隠している、
誤解されるような種をまくから要らないとなっているだけで、本質
的に委員会という組織そのものが要らないという意味ではないと思
っている。（伊藤委員長）

・今回、大津市の教育委員会が非難を浴びているが、全国的に見て
もいじめ等の問題行動が起きており、いろいろな教育委員会で議論
されていると思う。うまくいくところは何もたたかれないし、出な
いし、報道もされない。ごく自然に、当たり前のごとで全部解決で
きたという。その考え方をすれば、全然教育委員会は評価もされな
いけれども報道もされない。この制度があつてうまくいったとい
うだけの話で、今回の場合は、初めから市長や市長部局との関係で
ぎくしゃくした。それから学校との関係もあるから、教育委員会が
たたかれているのであつて、大概はうまくいっているのが教育委員
会の制度だと思う。だから、一つこう言えばこういうことになるとい
うのは、我々が教訓として持っていなければいけないと思う。（中
谷委員）

・いじめ等の深刻な問題というのは公表されていない。だから、教

育委員会はこんなことをしていると発信することもできない。例えば英語に対してこんなことを教育委員会はやりました、こんなふうに動きましたなんてことは、報道すら、発信すらしない。だから教育委員会は一体何をしているのかというのもあるかもしれない。

(中谷委員)

・普通のとおりやっていて、やっているからうまくおさまっているということになれば非常によいことだと思うが、それがやっていて何もなかったら、評価は下がるので、無くそうという話になるかもしれないが、今の制度はよく考えられた制度であると思う。いろいろなものを公開し、発信し、又透明性を発揮しないと、今の時代では無理かなと思う。(中谷委員)

・一般的には教育委員というのは全然理解されていないし、浸透していないと思う。教育委員会というと、教育委員会の事務局の方がまず出てくるわけで、そこで教育委員のこういう会議があっているなことを議論しているということは、一般の保護者には知られていないと思う。教育委員って何をしているのとか、よく聞かれる。何か事件があった時に、対応ができていないことを取りざたされて、対応が後手に回った時には、住民は教育委員会のことを分かっていないので、それなら要らないのではという評価が出てくると思う。

(弓矢委員)

・教育委員をするまでは、何をしているのかわからなかった。時代も変わってきているので、これだけいろいろなところから情報が得られるので、もう一歩前に進める何かをするというのは、すごく良いことだと思う。時代に沿ってというか、時代にあわせ変えることも必要と思う。(大竹委員)

・教育委員会は、他から圧力が加かって意見を変えるようではいけない。子供たちの教育について前向きに考えていかななくてはいけないと思う。(伊藤委員長)

・本来の教育委員会というのはこうあるべきだというような、モデル地区が全国を探せばあると思う。同じぐらいの規模の町で、ユニークで地域にも理解されたところがもしもあれば、勉強させてもらえたらありがたい。(伊藤委員長)

・今度学校訪問するときは、目的意識を明確にしていきたい。今年
はちょっと手法を変えようと思う。（伊藤委員長）

【事務局】

・事務局をなくすことではない。（教育部長）

・教育委員会を無くしても誰かが教育行政をすることになる。町長
が教育部長に教育行政を任せただけの場合、町長の教育方針のもとに動く
ことになり、教育行政の安定性や政治的中立性を保てるかなど問題
が発生する。首長からの独立をさせた事務局機能としてやるのか、
首長部局に置く事務局機能の中でやるのかで、全く変わってくる。
教育委員会という言葉を使うかどうかは別として、教育行政をやる
上で、首長との関係で独立性を保つのか保たないのかで違ってくる。
（教育長）

・教育委員会は、全国的に見て全般的に低迷化しているという批判
がある。また、迅速性に欠けるとか、責任の所在がはっきりしない
という問題もある。本日配布している草津の記者のレポートでは、
教育委員長と教育長がもめ、委員長をやめることになった。複雑な
のは、教育委員長が元県立高校の校長、教育長は私立大学の職員で、
民間出身ということ。そこで、教育長の方は改革しようとしたが、
委員長はもう少し現場のことを考えて実施すべきと言ったのが始ま
りて意見が対立している。内容を見ると、権限の所在がはっきりし
ていない。このことは首長と教育委員会との関係でもそういう問題
が発生すると思うし、主な批判の焦点と思っている。（教育長）

・委員会そのものが十分理解されてないところで、大津市のような
問題が起こったときに、委員としてはその関連がなかなかわから
ないから、わからないと言う。いじめがあったこともわからないと言
ったり、市長が、教育委員会を否定的に言ってしまうと、世論とし
ては、わからないという、何もしないという動きになる。（教育
長）

・一生懸命やっても、なかなか制度そのものの理解が進まない
という状況の中で、それを町民の皆さんに理解してもらおうという意
味で、いろんな形での広報活動をもっと活発にしていく必要がある。

(教育長)

・全国的な教育委員会に関する情報を集めたいと思う。そういう新しい情報も含めて、それからちょっとほかにも持っているデータもあるので、一度勉強会をしてもらえればどうかと思う。そのうえで、何かもう半歩でも一歩でも出る方法が何かないか考えてみるようなことができればと思っている。(教育長)

(4) 議決事項

ア 第20号議案、精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則制定について

【提案説明】 (教育部長)

精華町教育委員会が所管する精華町立体育館・コミュニティーセンターへの指定管理者制度の導入を進めるに当たり、精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、規則の制定を提案。

【提案概要】

この管理運営規則は、今回、新たに制定する。規則の内容説明の前に、教育委員会で指定管理者制度を導入する施設の状況等を説明。

教育委員会が所管する施設としては、むくのきセンター、打越台グラウンド、テニスコート、木津川河川敷グラウンド、池谷公園テニスコートがある。また、学校施設のグラウンドや、体育館も一般利用に供している状況。

今回、学校施設を除き、これらの社会教育施設を指定管理者にその管理運営等の業務を任すため、関連規則を整備するもの。

この整備に先立って、3月の精華町定例議会において条例の整備を行い、体育館、コミュニティーセンターの指定管理者を導入することができるという条項を追加した。その内容については、2月の教育委員会で報告。6月の教育委員会で教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の選定の手続等に関する規則の制定を提案し、審議の上、可決いただいた。

指定管理者制度は、公共施設において、地方自治法の改正により、

今まで町が出資している第三セクターや町の団体に管理委託をしていたものが、この指定管理者制度になり、民間に委託することができることになった。これは民間の力、財力を活用するために、管理を民間に任せることができるようにしたもの。

本町では、現在、精華病院が指定管理者制度を導入して、武田病院、医仁会が経営している。光台のコミュニティーセンターも指定管理者制度を導入して、ビルの管理会社が経営しているという状況。今回、体育館、コミュニティーセンター、グラウンド等についても指定管理者制度を導入することとしたもの。

この規則については、従来は、精華町立体育館・コミュニティーセンターの使用及び管理等に関する規則、運動公園等管理規則、精華町運動公園等の使用及び管理等に関する規則、木津川河川敷多目的広場の使用及び管理等に関する規則ということで、すべての社会教育施設を一つ一つの規則で管理していたが、今回、指定管理をこれらの施設すべてに当てはめるためにまとめた。体育館とコミュニティーセンターは、むくのきセンターとして一つの規則にまとめ、打越台、池谷、木津川河川敷等は運動公園として一つの規則に定めるということで、後ほど説明する第21号議案で提案している。第20号議案、第21号議案とも同じような規定の構成になっており、条項の趣旨等説明。

大きな変更点として、指定管理者による管理ということで、第16条で、今まで教育長としていたものを、指定管理者制度を導入する場合には、教育長を指定管理者と読み替えるもので、すべて指定管理者がやっていくことになる。

第2項では、その管理運営に係る経費について、利用料金制を採用することから、体育館等の使用料を利用料金と読み替えるものである。

利用料金制では、使用料を指定管理者に収入として持たせ、いろいろな事業を展開するということになるが、むくのきセンターなど体育施設については、使用料だけで維持管理費用のすべてを捻出できないので、指定管理者の収入は利用料金と維持管理費用の総合計との差額を指定管理料として町が支払い、2つの合算で執行を予定している。

別表として、減免基準を表で示している。

附則では、施行期日は、公布の日から施行する。第2項で、精華町

立体育館・コミュニティーセンターの使用及び管理等に関する規則は、この規則を制定したことにより廃止する。

【委員の意見】

- ・指定管理者は民間か。（伊藤委員長）
- ・選定する一者は決まっているのか。（伊藤委員長）
- ・施設の管理運営にあたって、利用料金等で十分に賄えないのか。差額は町が負担するのか。（伊藤委員長）
- ・指定管理にするメリットはなにか。（伊藤委員長）
- ・体育協会がぜひやらせてくれと言っているのか、町が何とかやってくれないかという形なのか、どちらか。（中谷委員）
- ・体育協会の立場になれば、どこまで中立的な立場で対応できるのかという面では難しいことがあり、結構いろいろな地元の軋轢もある。ここに書いてあるとおり公明正大にやってもらえればいいが、いろいろなところから圧力があるのでは。（伊藤委員長）
- ・むくのきセンターで行事を企画する際に、精華町は合唱団が非常に充実してきたのでそういう大会を毎年イベントとして開こうというようなことも指定管理者制度であれば独立してできるから、そういう企画もできるようになるのか。（伊藤委員長）
- ・体育協会がやるならボランティアでやるのか、ある程度の報酬があるのか、その報酬はだれが出すのか、自分たちが使用料などでもらうのか。（中谷委員）

【事務局】

- ・手続条例があり、第2条で原則公募とするという条項がある。第5条で、公募によらない選定ということで、住民の力を借りながら、むくのきセンター等のスポーツ施設の設置目的、体育スポーツ、文化の高揚につながっていくという目的を達成できるときには、公募によらずNPOや公共的団体に委託することができるということを規定している。むくのきセンター等スポーツ施設や、文化施設については、現在、NPO法人等が町内のスポーツ、文化を牽引しているという中で、現在その一者に指定を考えており、公募によらないで一

者選定でいきたい。一者選定については、当然原則は公募なので、選定委員会をつくり、選定委員会の中で学識経験者や利用者団体等も入ってもらって透明性を確保し、教育委員会、議会等にその内容を報告しながら、その内容等も公表し、12月の定例議会でその指定の議案を提案していきたいと思っている。（教育部長）

・民間というのはNPOも含めての民間で、想定としては、体育協会にこれまで役割を果たしてもらっている。体育協会自体も、そのことも視野に入れてNPOの法人格を取る努力をした。（教育長）

・使用料でその施設すべての維持管理、運営ができれば一番よいが、むくのきセンターで、使用料が年間約1,300万円ある。ただし、電気代やいろいろな機械設備の委託等を合わせ約5,000万円から5,500万円の経費がかかっているので大きな差がある。精華病院は利用料金制をとられており、病院として診療報酬をすべて指定管理者の医仁会が取り、それによって病院を経営するという方法である。コミュニティーセンターは、利用料金と指定管理料の2つの併合で、電気代等いろいろなものが使用に関して要るが、電気代まで使用者の方にとり、使用料の設定はしておらず、当然その中では差額が出てくるので、使用料は利用料金として徴収し、そしてすべての維持管理との差額を指定管理料として支払っている。むくのきセンター等の施設についても使用料だけでは絶対賄えないので、利用料金に加えて指定管理料を入れるということである。（教育部長）

・現在も町の直営なので、電気代等すべての維持管理料は町から支出している。（教育部長）

・一つは指定管理者になることによって事務の簡素化、軽減が図られる。もう一つは現在直営でやっているいろいろな事業が、指定管理者の創意工夫によって、様々な住民へのサービス提供につながるようなことをやってもらえるというメリットがある。ただ、むくのきセンターには文化協会も入っており、体育協会が文化協会のことをできるのかというと、本来できないので文化協会と相談しながら、使用日程などいろいろなことを進めている。今回、指定管理者制度を導入することによって、さらにその辺も進めていってもらい、文化協会も発展していくのではないかと期待もしている。（教育部

長)

・町が指定管理者制度の導入を進めていた平成17年、18年頃に体育施設も指定管理になってきていたという、全国的な風潮があり、そういう中で、体育協会も指定管理を受けていきたいという意見があった。その時には法人ではない一団体なので出しにくいという点があった。また、当時は指定管理者制度そのものがどういうものかはっきりわからなかった点もあり、いろいろなところへ視察研修に行かれて、そして一団体ではできないということで、NPO法人取得を目指された。その動きを見ても体育協会そのものがそれに意欲を示されていたと思っている。(教育部長)

・体育協会自身の強化になるので自分たちの組織でぜひしたいという思いと、ここを主体にやってもらいたいということの両方からの思いがある。(教育長)

・現在、約1年半にわたり、すべての窓口業務等を体育協会に委託しており、1年半の実績を見ると軋轢やもめごとは無い。その管理実績も参考になる。(教育部長)

・勤務している職員、アルバイトなどは報酬はある。体育協会が雇用している職員に対しても報酬はある。ただ、それ以上に報酬を求めるということはない。歩合制もない。体育協会は非営利団体なので、金儲けをするものではない。何かのイベントをして、その使用料をとり、余ったことによって、それを施設の充実のために充てる可能性はあるが、本来、非営利である。(教育部長)

・1年半窓口業務の委託をしているが、かなりきっちりとした原則をもってやっているのだから、トラブルは聞いていない。(教育長)

・12月の定例議会にむくのきセンター等の指定管理者としてNPO法人体育協会を指定するという議案を提案するときは教育委員へ諮らせてもらう予定。(教育部長)

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

イ 第21号議案、精華町体育施設管理運営規則制定について

【提案説明】（教育部長）

精華町教育委員会が所管する打越台グラウンド運動場、打越台グラウンドテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場への指定管理制度の導入を進めるに当たり、精華町都市公園条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、規則の制定を提案。

【提案概要】

規則の内容については、第20号議案の内容と同じ。この規則は、打越台グラウンド・テニスコート、池谷公園テニスコート、木津川河川敷多目的広場の3つの施設に関する規則を一つにまとめ、この管理運営規則を新たに制定する。

第16条で、指定管理者による管理ということで、この規則の規定中、教育長とあるのは指定管理者と読みかえる。第2項で、使用料とあるのは利用料金と読みかえる。

附則として、施行期日は、この規則は公布の日から施行する。第2項で、運動公園等管理規則等の廃止ということで、運動公園等管理規則、精華町運動公園等の使用及び管理等に関する規則、木津川河川敷多目的広場の使用及び管理等に関する規則を廃止する。

ただし、経過措置として第3項、この規則の施行前に前項の規定による廃止前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすということで、何も変わらない。

【委員の意見】

- ・打越台グラウンド・テニスコート、池谷公園テニスコート、木津川河川敷多目的広場の利用はどれぐらいあるのか。（伊藤委員長）
- ・木津川河川敷多目的広場は、主にどんなふうに使われているのか、利用される方はどんな方か。（伊藤委員長）
- ・使用にあたっての手続が面倒なのは。（伊藤委員長）
- ・指定管理になれば、その場で手続きができるようになるのか。（中谷委員）

【事務局】

- ・施設や時間帯によって違うが、平均すると45%。（教育部長）
- ・主にゲートボール、グラウンドゴルフが多く、野球やサッカーの練習にも使われている。（教育部長）
- ・クラブの利用が多い。当番を決めて手続している。クラブの育成を進めているので、そういう形で使っていただけるようにと思っている。（教育部長）
- ・体育協会が受ければいろいろ考えると思うが、現地に人を派遣するのは難しいと思う。（教育部長）
- ・手続の簡素化は、今以上に図ってもらえるようにしないとイケないと思っている。（教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

（5）教育部からの報告

ア 教育部長

① 9月定例議会の状況について報告

一般質問については、

- ・神田議員から、中学校の完全給食の実施の質問で、子どもの食のあり方懇談会を設置して、第1回の懇談会の日程調整をしている。この懇談会で中学校の給食の方法等を検討していくと答弁。
- ・松田議員から、平和祭典のあり方の質問で、特に体験談収集とあわせて戦争遺品などの収集と保存について、文化財と同様の扱いとして収集、保存していく。活用についても今後検討していくと答弁。
- ・宮崎議員から、南部地域の広域避難場所、屋内運動場の屋根に蓄電機能を備えた太陽光パネル設置をとの質問で、南部地域の、山田荘小学校と精華南中学校への太陽光パネル設置という質問。ここだけではなく、すべての学校について避難所であるということもあり、学校の太陽光パネルは考えていく必要がある。その具現化に当たっては、施設の構造等いろいろなことを考慮することで今後検証していくと答弁。

・三原議員から、学校トイレの改修についての質問で、和式を洋式トイレへということで、今後、大規模改修等のときにあわせて実施していきたいと答弁。学校では毎日トイレ掃除や、物を大切にするなど、授業の一環としてやっている。なお、学校生活の中で取り組みを進めて推進していくこと、10年先の話でもあるので、課題であると考えていると答弁。

・山本議員から、いじめ対応についての質問で、①いじめのサインの対応策について、職員会議等で共有し、分析することによって、対応の仕方を協議しているということ、職員間での共有が大事であること、スクールカウンセラーの専門的見地からのとらえ方や分析等の対応に努めていることを答弁。②犯罪行為として捉えているのかについては、一括りとして論じがちであるが内容によって、いじめの中には教育課題としてのいじめと法的問題としてのいじめを峻別すべきであるということ、いじめのほとんどは教育的課題であると、適切な指導を行うことによって教育的な解決を図ることが大切であると考えていることを答弁。③事象については、記載のとおり件数を述べ、今後、指導や対応を継続、課題に残っていることを答弁。④調査を専門家などへ依頼については、スクールカウンセラーの活用、困難なケースはスクールカウンセラーの助言に加え、京都府が設置する学校危機支援チームの活用も含めて専門家のかかわりを依頼していくと述べ、いじめとふざけをどう見きわめるか、大津の事象を教訓し、小さい芽を摘むことが大事と考えていると答弁。

・和田議員から、教育行政の充実強化の質問で、①アンガーマネジメント教育の活用については、今後研究していくと答弁。②問題発生時のバックアップ体制の確立については、8月23日に開催した教育委員会で、深刻な問題事象が発生した場合には教育委員としても緊急に集まり、状況の把握と解決に向けて取り組むことを申し合わせたことを答弁。③スクールカウンセラーの拡充の活用実態については、問題事象が起こった場合など、重要であるので、今後も関係者ととともに協議や取組を進めていくスタッフとしての役割を担っていただけるよう働きかけていくと答弁。④教育委員会の関係については、現在、傍聴、会議録の公表を行っていること、今後もより

一層開かれた教育委員会を目指すと答弁。

議案質疑で、京の未来創造校の精華中学校の指定事業で、ボランティアを募り地域に派遣するとあるが何をさせるかということで、収穫祭や子ども祭りでの当日の運営手伝いということで、決して強制ではないと答弁。

総務教育常任委員会で、平成23年度の児童生徒の問題行動、いじめ問題についての社会問題になった後の取り組み状況を報告。意見として、いじめと不登校の関連はあるのかということで、関連はないと報告を受けていると回答。むくのきセンターの指定管理の件で、公平公正、透明性を発揮するためにも公募するべきではということで意見をいただいた。

補正予算の審議では、6月議会で補正提案した山田荘小学校の人間力活動科との違いということで質問があった。

シニアスクールを他の学校にも広げないのかということで、精華中学校は、いろいろな課題から自発的な動きの中から、シニアスクールの動きが出てきたということで、教育委員会から設置するように押しつけるものではないと考えていることと、今後の検討課題であると考えていることを答弁。

決算常任委員会で、開かれた教育委員会運営を目指すとして、なぜ傍聴を5人以内なのかとの質問があり、部屋の関係で5名としているが、今後、傍聴者がふえて入り切れない場合が出てきた場合は検討していく。また、教育委員会は公開討論会ではないという点では広くみんなが集まる場所を選ぶものでもないと考えている。ただし、今後も開かれた教育委員会は目指していかなければならないと考えていると答弁。町民運動会や中学校の運動会は、残暑で厳しい30度を超えているのもっと涼しい時期にできないかという質問もあった。日程調整、秋はいろいろな事業があり、教育委員会だけで日程調整できるものではないので関係部署の協議、調整が必要と考えていると答弁。

② 第5次総合計画の進捗状況

10月13日に第5次総合計画審議会を開催して最終素案を策定、その後、パブリックコメントで住民の意見聴取を予定。

③ 小・中学生各種大会の成績等報告

小・中学生の各種大会の成績等について、特に全国大会では中学校の陸上、バドミントン、空手が出場。ゴルフも国体へ出るということを知っている。

イ 学校教育課長

① 精華町子どもの食のあり方懇談会

9月14日金曜日に第1回の懇談を開催。

懇談会では、教育長のあいさつの後、会長、副会長を選出。会長は、学識経験者の京都府立大学教授の大谷先生、副会長は、精華南中学校の曾原校長。

懇談会では、まず、小・中学校の食生活に関するアンケート結果、精華町の食育・学校給食の取り組み等の配布資料を事務局から説明。

懇談の主な内容は、小学校での食育の取り組みの状況について意見をいただいた。

小学校は、いろいろな形で給食を通して食育を行っており進んでいるという意見もあった。

中学校の食育の取り組みは、中学生になるとクラブ活動があり、健康教育の観点から睡眠、食育について指導していること。指導要領の改訂で技術科の栽培授業が入り、実際に栽培を行い、それを家庭に持ち帰ったり、精華中学校では収穫祭でカレーなどをつくっている活動も紹介。精華南中学校は、地元の方の協力を得て、調理実習なども行われている。

中学校の昼食の実態と問題については、保護者が弁当には子供の好きなものを入れてしまう傾向があり、栄養が偏る傾向にあるという意見があった。肉類や子供が好きなものを入れてしまうので、栄養のバランス面から給食はバランスにも配慮されているのでよいのではないかという意見もあった。

中学校からは、給食を実施する際にはいろいろな課題がある。考えられる課題は、残食の問題や時間の確保の問題、給食費の徴収、未納の問題などが考えられる。それらについて慎重に検討する必要があるという意見があった。

今後の食育の課題については、給食を通じての食育指導を家庭にもつなげていくことが大事だということ。給食は、食事の回数から計算するとごく一部だということから、家庭での食育が一番大事ではないのかという話があった。給食を通じた食育、教科を通じた食育は、いずれも家庭、地域との連携が重要であり、その辺をどういう形で連携していくのかが今後の課題であると意見が出された。

出された意見をまとめ、ホームページで第1回の子どもの食のあり方懇談会の内容を公表したいと考えている。

今年度、懇談会を4回程度行う予定で、第2回は10月23日を予定している。3回目を終えた時点でパブリックコメントを行い、2月末頃には一定まとめを行いたいと考えている。

② 精華中学校校舎改築等検討委員会について

精華中学校校舎改築等検討委員会の学識経験者として畿央大学教授の三井田康記先生にお願いすることになった旨を報告。

ウ 総括指導主事

① いじめ問題等への取り組み状況、児童生徒の状況調査

アンケート調査、調査票が夏休みの終わり頃に文部科学省から来た、趣旨は、いじめの早期発見、早期解消につなげるように、緊急に各学校におけるいじめの認知件数を把握するものである。

各学校では、9月12日までに京都府に報告することから、新たに3校が実施、あとの5校は夏休み前に行ったものを集計したと聞いている。また、2学期の終わり頃に新しいアンケートが来ると聞いているので、さらに調査、アンケートをしていくということになる。

集計結果は、いじめの認知件数は5件であった。内容は、特に小学校の1年生では、日常の会話でのいやなことといったようなことが多く出ていたが、全教職員によつての確認やスクールカウンセラーの助言を得るなど学校で精査して、5件を認知件数とした。

そのうち、いじめが解消していると回答されているのは3件。

いじめ認知件数のうち、いじめのタイプ別の件数は、言い争いやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるということでの回

答したものが3件、それから軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりけられたりするというのが5件と回答があった。校種別には、小学校で2件、中学校で3件となっている。

アンケートの裏側は、これはそれぞれの学校でどのようなことを点検、指導をしているかという取組状況調査票である。

1番は、いじめとはについて全教職員が認識して指導に当たっているかどうかということで、全校十分に行っているという結果。

2番は、いじめはどの学級、学校でも起こり得るという考え方に立って児童生徒を指導しているか、これも全校で十分行っていると回答。

3番は、日ごろから悩み、要望を積極的に聞いたり、カウンセリングマインドを持って接しているかということで、十分行っているが5校、ある程度行っているが3校という結果。

4番は、いじめに係る問題を教育の中で、特に道徳、学活で取り上げて指導を行っているかということで、全校が十分行っていると回答。

5番は、いじめのサインを含んでいじめが起きた時の、児童生徒に自分たちの問題としてしっかり考えさせる指導を行っているかということで、十分行っているが7校、ある程度行っているが1校という結果。

6番は、児童生徒からの相談や悩みの訴えがあったときには、訴えている児童生徒の立場に立って的確に対応しているか、8校全部十分行っていると回答。

7番は、職員会議等を通じて、いじめ問題について職員間で共通理解を図っているか、十分に行っているが6校、ある程度行っているが1校、余り行っていないが1校。

8番は、教育相談についてということで、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図っているか、十分行っているが2校、ある程度が6校。

9番は、PTAや地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設けているか、ある程度行っているが4校、余り行っていないが3校、行っていないが1校。また、10番が、いじめ

問題について、地域の関係機関と連携協力した対応を図っているか、ある程度が5校、余り行っていないが3校という結果になった。

9番、10番が全体の傾向として少し課題があると思っている。

② いじめ事象について

事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

① 精華町子ども祭りについて

10月20日、土曜日に開催予定。10回目になる。

朝9時からオープニングイベントで精華中学吹奏楽部、こまだ保育所、精華町少年少女合唱団の3団体による演奏でオープニング、24団体22コーナーの体験コーナーを設置。昼間には模擬店コーナーとして、相楽福祉会から喫茶こころのパンの販売と、学校教育課給食調理員が調理したカレーライスの提供、来週チラシを配布。

② むくのきセンターへの指定管理者制度の導入の検討状況について

指定管理者制度の導入については、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことを受け、教育委員会が所管する「むくのきセンター」を始めとする体育施設について導入を検討してきた。

むくのきセンター及び町内体育施設への導入は、地方自治法244条の2の第3項の条文をもとに指定管理者を導入するもので、住民のスポーツ振興を図り、かつ文化の発展及び向上に寄与するという設置目的の達成を目指し、導入に当たっては充実した文化・スポーツ活動の展開とその振興、あるいは住民サービスの向上や利用促進、さらに経費削減などを図るために努力していただくことになる。

具体的な手続きとして、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の中に、第2条で公募、第5条で公募によらない指定管理者の候補者の選定の規定があり、公の施設の性格、規模、

機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときで、かつ町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体の場合には公募によらずに選定できるということが規定されている。むくのきセンターなどの施設の活用においては、単に施設を貸すだけではなく、スポーツ、文化の振興を図ってきた経過と、住民の方々が積極的にその管理にかかわっていただけることから、体育協会を管理者の候補として進めてきた。この間、体育協会は、指定管理者となるべく法人格を取得され、また、窓口業務を受託することにより管理等の経験等を積んできており、安心してお願いできる組織体制にあるという判断をしている。

【委員の意見】

- ・アンガーマネジメントとは何か。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・アンガーはアングリーという、怒りをコントロールするためのいろいろなプログラムをいう。もともとは、ちょっと暴力的な大人に対して、行われていたプログラムのようなのだが、それをだんだんストレスの高い仕事をしている人に対して、怒りをこうすれば抑えられるというようなプログラムと理解している。（総括指導主事）

(6) その他

- ①8月から9月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数8件で、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が8件、うち社会教育係関係が5件、図書係は1件、体育係関係は2件。

(7) 教育部からの諸報告

- ア 10月の行事予定について。

(8) 閉会

委員長が第9回教育委員会の閉会を宣言。